

鶴岡市 Ai ナビやまがた登録補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

告示第 192 号

1 目的

市長は、結婚につながる機会創出のため、やまがたハッピーサポートセンターが運営するマッチングシステム「Ai ナビやまがた」へ会員登録をする独身者が支払う入会登録料（以下「登録料」という。）に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全ての要件に該当する者とする。

- （１）市内に住所を有すること。
- （２）市税等の滞納がないこと。
- （３）登録料に関して他の公的制度による補助等を受けていないこと。
- （４）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係有する者でないこと。
- （５）つるおか世話焼き委員会に登録していること。
- （６）過去にこの告示による補助を受けたことがないこと。

3 補助対象経費及び補助金額

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度において支払われた登録料とし、補助金の額は、補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額又は 5,000 円のいずれか低い額とする。

4 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鶴岡市 Ai ナビやまがた登録費補助金交付申請書（別記様式）に次の書類を添えて、当該の登録料を支払った年度内に市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、規則第 21 条の規定により、規則第 3 条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させることができる。

- （１）Ai ナビやまがた会員登録料の領収書等支払が確認できる書類の写し
- （２）その他市長が必要と認める書類

5 補助金の額の確定の省略

市長は、規則第 21 条の規定により、前項の申請をもって規則第 13 条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

6 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。